資料２

高規格幹線道路等の事業実施に向けた手続きの見直しについて

【背景】

（１）諮問理由（抜粋）〔H20.6.20　国土交通大臣→社会資本整備審議会会長〕

・・・・幹線道路網の計画立案段階から供用後の管理を行う段階に至るまでの一連のプロセスにおいて、意思決定の透明性・公正性・妥当性を確保し、国民の理解と協力を得ていくことが強く求められている。

こうした状況を踏まえ、一連のプロセスにおける意思決定の透明性・公正性・妥当性を確保しつつ、効率的かつ効果的に幹線道路網の整備・管理を進める観点から、その整備・管理のあり方について、幅広い観点で検討を進めることが必要である。

（２）国土交通大臣の発言〔H20.3.28　記者会見〕

全国的な自動車交通網を形成する次の路線については、路線指定や区間指定など手続きの節目節目で社会資本整備審議会（道路分科会）に諮るとともに、そのうち重要な事項については、国幹会議に報告する方向で、手続きを定めることとする。

①高規格幹線道路のうちの一般国道自動車専用道路

②高速自動車国道に並行する一般国道自動車専用道路

③高規格幹線道路を補完する広域的な機能を有する地域高規格道路

【審議経緯】

平成２０年　６月２０日　「今後の幹線道路網の整備・管理のあり方（諮問）」

平成２０年　７月　９日　第９回道路分科会を開催し、議論を開始。

平成２０年１０月１０日　基本政策部会を開催し、議論を開始。

平成２０年１２月２３日　パブリックコメントを実施し、広く一般から意見を聴取。

平成２１年　１月２２日　第２８回基本政策部会において、中間とりまとめ

平成２１年　１月２９日　第１０回道路分科会において、中間答申（案）
幹線道路部会を設置

平成２１年　２月１３日　社会資本整備審議会長より、答申

平成２１年　３月　４日　「高規格幹線道路等の事業実施に向けた手続き」決定

高規格幹線道路等の事業実施に向けた手続きについて

【一般国道自動車専用道路】

１．計画の種別

一般国道として整備する高規格幹線道路について、国土交通大臣は基本計画及び整備計画を決定する。

１）基本計画の内容　一般国道路線名、区間及び概略延長、経過する主要市町村名、標準車線数、設計速度

２）整備計画の内容　一般国道路線名、区間及び延長、経過市町村名、車線数、種級区分、設計速度、幅員、連結位置・連結予定施設、工事に要する費用の概算額

２．社会資本整備審議会道路分科会での審議

基本計画及び整備計画の決定にあたっては、その計画の内容について社会資本整備審議会道路分科会の議を経るものとする。

３．都道府県の意見聴取

整備計画を定めようとする場合は、その計画の内容について、予め関係都道府県（政令市の区域内における整備計画にあっては、当該政令市）の意見を聴くものとする。

４．計画の変更

基本計画又は整備計画の内容を変更する必要がある場合には、上記と同様とする。

【高速自動車国道に並行する一般国道自動車専用道路】

１．社会資本整備審議会道路分科会での審議

都市計画・環境アセスメント手続きに着手しようとする際及び事業化しようとする際には、以下に定める事項について、社会資本整備審議会道路分科会の議を経るものとする。

１）都市計画・環境アセスメント手続き着手前

一般国道路線名、区間及び概略延長、経過する主要市町村名、標準車線数、設計速度

２）事業化段階

一般国道路線名、区間及び延長、経過市町村名、車線数、種級区分、設計速度、幅員、連結位置・連結予定施設、工事に要する費用の概算額

２．都道府県の意見聴取

高速自動車国道に並行する一般国道自動車専用道路を事業化しようとする場合は、事業化段階において社会資本整備審議会道路分科会の議を経た事項について、予め関係都道府県（政令市の区域内における事項にあっては、当該政令市）の意見を聴くものとする。

３．社会資本整備審議会道路分科会の議を経た事項の変更

社会資本整備審議会道路分科会の議を経た事項について、変更する必要がある場合には、上記と同様の手続きを経ることとする。

【高規格幹線道路を補完する広域的な機能を有する地域高規格道路】

１．社会資本整備審議会道路分科会での審議

高規格幹線道路を補完する広域的な機能を有する地域高規格道路（複数都道府県に跨り、高規格幹線道路間を連絡するもののうち、自動車専用道路を直轄事業で整備する区間）については、調査区間に指定する段階及び整備区間に指定する段階で、以下に定める事項について、社会資本整備審議会道路分科会の議を経るものとする。

１）調査区間に指定する段階

区間及び概略延長、経過する主な市町村名、標準車線数、設計速度

２）整備区間に指定する段階

区間及び延長、経過する市町村名、車線数、種級区分、設計速度、幅員、連結位置・連結予定施設、工事に要する費用の概算額

２．都道府県の意見聴取

高規格幹線道路を補完する広域的な機能を有する地域高規格道路について、調査区間に指定する段階及び整備区間に指定する段階で、社会資本整備審議会道路分科会の議を経た事項について、予め関係都道府県（政令市の区域内における事項にあっては、当該政令市）の意見を聴くものとする。

３．社会資本整備審議会道路分科会の議を経た事項の変更

社会資本整備審議会道路分科会の議を経た事項について、変更する必要がある場合には、上記と同様の手続きを経ることとする。

□ 高規格幹線道路等の事業実施に向けた手続きの見直しのイメージ

太字・斜字：新たに追加となる手続き

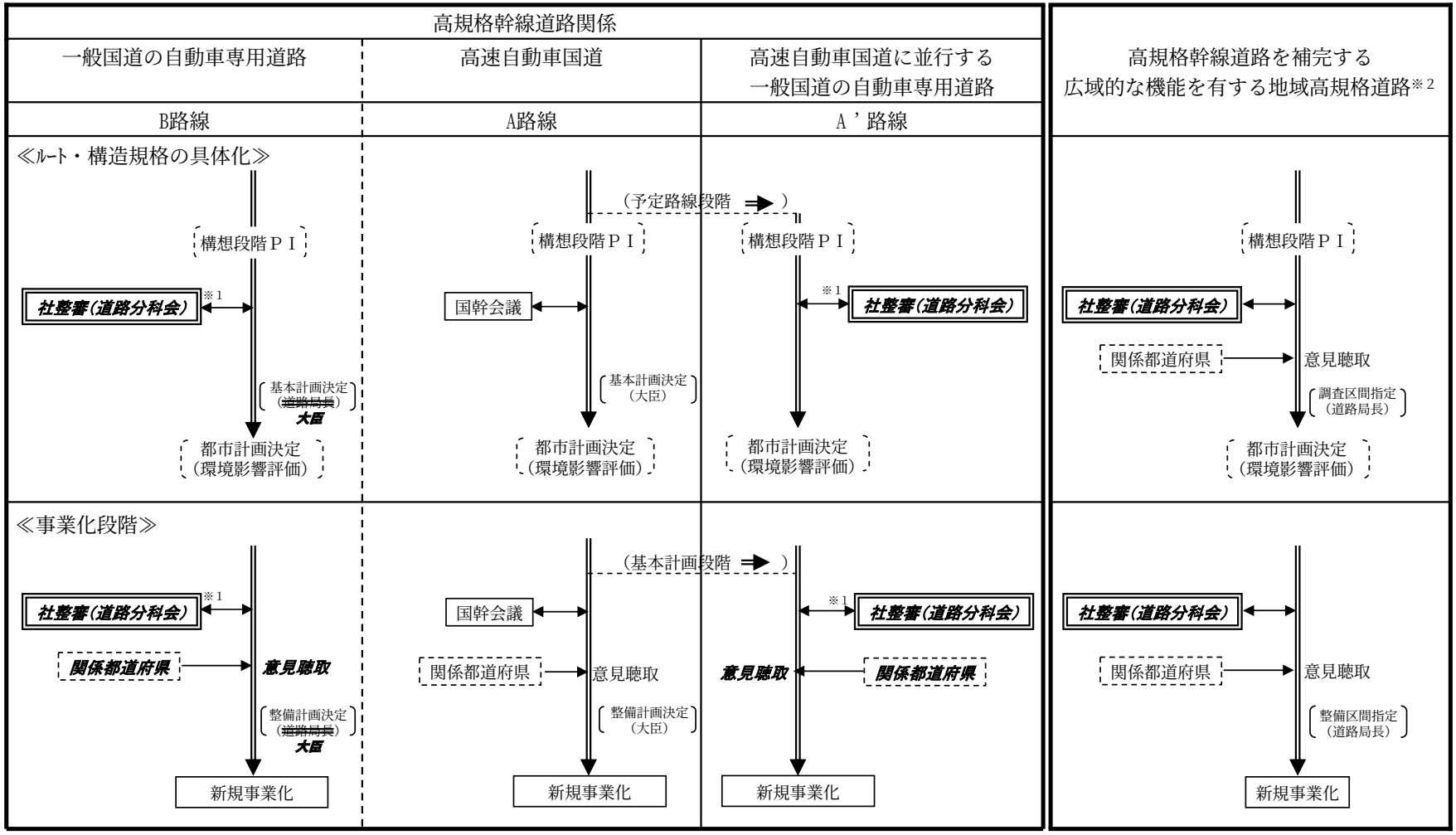

※１　社整審（道路分科会）に諮るもののうち、高速自動車国道に関連する事項については、適宜、国幹会議に報告

※２　複数都道府県に跨り、高規格幹線道路間を連絡するもののうち、自動車専用道路を直轄事業で整備する区間